

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構内部統制規程

(令和8年4月1日規程第9号)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の内部統制の整備及びその推進について必要な事項を定め、もって業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全を達成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長が法人の組織内に整備し、運用する仕組みをいう。

(内部統制統括責任者等)

第3条 法人に、内部統制統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、役員のうちから理事長が指名する。

2 統括責任者は、内部統制に関する業務を統括する。

3 内部統制への取組を推進するため、内部統制統括部署（以下「統括部署」という。）を内部統制・コンプライアンスオフィス（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構組織規程（以下「組織規程」という。）第4条第4号に規定する内部統制・コンプライアンスオフィスをいう。以下同じ。）とし、推進責任者を組織規程第7条第1項に規定するオフィスマネージャー（以下「オフィスマネージャー」という。）とする。

4 統括部署は、統括責任者の指示の下、内部統制に関する業務の総合調整を行う。

5 推進責任者は、統括責任者の指示の下、内部統制の推進に関する業務を行わなければならない。

(内部統制を所管する委員会)

第4条 法人における内部統制の推進に関する事項について検討、審議等を行うため、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第5条 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) オフィスマネージャー

2 委員長は、理事長とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

6 委員長は、必要に応じて関係職員等を委員会に出席させ、意見等を聴取することができる。

7 委員会に関する事務は、内部統制・コンプライアンスオフィスが行う。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、法人の内部統制に関する次に掲げる事項を行う。

- (1) 内部統制の推進及びその取組に関する事項
- (2) 内部統制に関する業務の改善策の検討
- (3) その他内部統制に関する重要な事項

(モニタリング)

第7条 統括責任者及び統括部署は、内部統制に関する業務の実施状況を把握するため、理事会その他の重要な会議へ出席することができる。

2 統括責任者は、必要に応じて、統括部署その他関係部署と報告会を開催し、又は役員等との面談を実施することができる。

3 統括責任者は、内部統制に関する業務の実施状況、改善策等について委員会に報告する。

(規程等の整備及び研修の実施)

第8条 理事長は、業務の実施に必要な規程等を整備し、必要があると認めるときは、関係する部署又は責任者に対し、当該規程等に基づく業務手順書の整備を命じることができる。

2 統括責任者は、職員等に対して、内部統制に関する研修を実施する。

(反社会的勢力への対応)

第9条 法人は、反社会的勢力による不当な要求に応じず、弁護士、警察その他の外部専門機関と連携を図り、一切の関係を遮断する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。